

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会
関係府省庁連絡会議の開催について

平成25年10月11日
内閣官房長官決裁

- 1 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の円滑な準備に資するよう、関係府省庁の所管する事務を調整するため、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長が必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

| | |
|------|---|
| 議 長 | 内閣官房副長官（事務） |
| 議長代行 | 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室長 |
| 副議長 | 内閣官房副長官補（内政）、内閣官房副長官補（外政）、文部科学事務次官、厚生労働事務次官 |
| 構成員 | 内閣官房副長官補（安全保障・危機管理） 内閣広報官 内閣情報官 内閣法制次長 復興庁事務次官 内閣府事務次官 総務事務次官 法務事務次官 外務事務次官 財務事務次官 農林水産事務次官 経済産業事務次官 国土交通事務次官 環境事務次官 防衛事務次官 警察庁長官 金融庁長官 消費者庁長官 |

- 3 連絡会議は、必要に応じ、幹事を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 連絡会議の庶務は、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。